

## 平成25年度定期監査等結果報告書（第2次）に基づく措置状況の公表について

### 1 公表の内容

平成25年度定期監査等の結果（第2次）に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について、公表します。

### 2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成25年度に実施した監査について、同条第9項の規定により提出した監査の結果に基づく改善措置の状況が同条第12項の規定により通知されたため公表するものです。

# 是正改善事項措置状況報告書

## 生涯学習課

指摘事項・内容
(1) 委託及び契約事務について ①契約書や請書について、次のような事例が見受けられた。 A 契約書の第6条(契約の解除)の第1項に、「甲は、乙が第6条の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。」と表記されているが、条項中の第6条については第5条(構築物の制限)であると思われる。 ・土地賃貸借契約書 150,000円
原因
前例の踏襲、事務処理の形骸化から契約書記載内容の確認漏れが生じた。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
契約書の適用条項を確認し、指摘のとおり第6条から第5条に修正いたしました。

指摘事項・内容
(1) 委託及び契約事務について ①契約書や請書について、次のような事例が見受けられた。 B 契約書や請書の契約相手方の代表者名が記載されていない。 ・業務委託契約書(市民運動公園浄化槽漏水修理業務) 729,750円 ・業務委託請書(市民運動公園駐車場ライン引替業務) 52,500円
原因
契約書類の記載すべき事項の認識不足及び記載内容の確認漏れによるもの。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
今後、契約書並びに請書の締結にあつては、記載事項の確認、相手方の事業所名とともに代表者氏名の記載を徹底し、契約事務にあたることとします。

指摘事項・内容
(1) 委託及び契約事務について ②契約金額が30万円を超える契約について、契約書が作成されず請書が徴されている。「御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱」第8条の規定により契約書を作成されたい。 ・業務委託請書(御所市運動公園照明制御システム修繕作業) 367,500円
原因
契約事務処理にあつての、慎重、的確性の欠如によるもの。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
契約事務にあつては、事務取扱要綱に基づく確認行為を行い、適正な契約事務にあたることといたします。

**指 摘 事 項 ・ 内 容**

(1) 委託及び契約事務について

③垂幕や看板の作成及び取付・取り外しに係る契約について、業務委託契約書により契約が締結されているが、当該契約は物品購入に係る契約であると思われるため、物品供給契約書により契約すべきである。また、支出科目についても委託料より支出されているが、需用費（消耗品費）より支出すべきであると思われる。

・業務委託契約書（垂幕・吊平看板作成） 365,400円

**原 因**

人を伴う取付、取り外し業務である点を重視したため、委託として事務処理した。作成に要する費用が大半を占めることから、物品扱いとして処理すべきであった。

改善措置済 ・ 以後改善済 ・ **措置方針** ・ 検討中 ・ 未措置方針

今後、業務内容を十分に精査のうえ、適正（物品供給・業務委託）契約及び支出にあたることといたします。

**指 摘 事 項 ・ 内 容**

(1) 委託及び契約事務について

④平成24年度の委託業務の完了に伴う完了通知及びそれに基づく履行確認の検査時期が年度を超えて行われているが、支払代金については平成24年度予算より支出されている。「地方自治法施行令第143条第1項第4号」に、「工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と規定されている。当該行為の履行があった日とは、相手方の工事等の履行を地方公共団体において検査し、当該工事等が完成した事を確認した日と解すべきである。したがって、3月中に工事が完成したとしても、4月に入ってから完成通知を受けて、検査により当該工事の完成を確認したのであれば、新年度の予算から支出することになる。このことから、完了通知及び検査並びに検査確認通知については3月31日までに行わなければならない。

・御所市民運動公園給排水保守点検業務にかかる委託業務完了届および委託業務検収書

他2件

**原 因**

業務委託による検査は当該年度内におこなったものの、完了届にかかる受託者側への誤記の指導漏れ並びに、契約事務として完了後の検収書類の作成が検査日の事後となったことが原因で、結果的に誤記が生じたもの。

改善措置済 ・ 以後改善済 ・ **措置方針** ・ 検討中 ・ 未措置方針

契約事務として、業務は年度内完了を徹底するとともに、当該事業に係る完了届並びに検収日の誤記のないよう、地方自治法施行令第143条第1項第4号を遵守することといたします。

## 人 権 教 育 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ①長期継続契約にかかる契約であることを明記した支出負担行為伺により契約締結された契約書に、「御所市長期継続契約に関する事務取扱要綱」第7条に基づく条件付解除条項の規定が明記されていない。 ・賃貸借契約書（シャープカラー複合機） 7,980円／月額 他1件
原 因
認識不足であった。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
次回契約時からは、委託契約時に当該条項を明記し、適正な事務処理に努める。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ②委託契約書の原本について、契約締結日の日付文字を砂消しゴムで訂正が行われている。 ・人権教育推進委託契約書（掖上小学校） 40,000円
原 因
誤記入したものについて、安易な方法で訂正をはかったことによる。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
事務処理の確認を徹底する。

## 文 化 財 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ①平成25年3月分の委託業務の完了に伴う業務報告及びそれに基づく業務検収が年度を超えた平成25年4月1日に行われ、代金は24年度会計より支出されている。「地方自治法施行令第143条第1項第4号」では、歳出の会計年度所属は「工事請負費、物件購入費…略…で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と規定されているが、当該行為の履行があった日とは、相手方の行為を委託者が検査し、行為が完了したことを確認した日と解すべきである。したがって、3月中に業務が完了していたとしても、4月に入ってから業務（完了）報告を受け、検収によってそれを確認したのであれば、新年度予算から支出するのが妥当である。このことから、業務完了届及び検収は3月31日までに行わなければならない。 ・市内出土遺物整理業務（3月分） 885,655円
原 因
誤解に基づくものです。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
指摘を受けましたので、以降、改善します。

## 中 央 公 民 館

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ①契約書に添付の覚書の委託者欄に市長印が押印されていない。 ・ 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書 839,160円 (覚書 旧中央公民館分)
原 因
覚書の受託者(業者)保管分には押印をしていたが、十分確認をしなかったため、委託者(市)保管分に押印するのを失念していた。
<b>改善措置済</b> ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
ご指摘のあった覚書(市保管分)に押印をおこなった。今後も押印等、漏れ落ちのないよう徹底していく。

## 図 書 館 ・ ア ザ レ ア ホ ー ル

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ①契約書の契約期間が「契約～平成25年3月31日」と記載され、適正を欠く表記となっている。 ・ 物品供給契約書(装備付図書750冊、装備無図書50冊) 1,587,500円
原 因
確認不足でした。
<b>改善措置済</b> ・ 以後改善済 ・ <b>措置方針</b> ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
次年度より契約開始日を明記し、適正な事務の取り扱いをします。

## 学 校 給 食 セ ン タ ー

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 支出負担行為について ①支出負担行為決議書兼契約締結伺について、リース期間が終了した複合機の賃貸借契約にかかる起案が行われ、契約書(案)及び契約予定業者の見積書が添付されているが、終了済の契約書も添付されていないため、契約額、契約期間及び契約相手がどのような理由により決定したのか記載されていない。また、契約期間は年度を跨いでいるが、支出負担行為額は翌年度分を含む金額となっている。 ・ 複合機リース契約について 13,860円
原 因
担当者による事務の遺漏と考えます。
<b>改善措置済</b> ・ 以後改善済 ・ <b>措置方針</b> ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
・ 支出負担行為決議書兼契約締結伺において決議内容が分かるよう詳細に記載いたします。 ・ 次年度以降の契約において、契約期間が年度を跨がないよう変更いたします。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ①支出負担行為決議書兼契約締結伺に請書(案)が添付され契約締結の起案が行われているが、請書が確認できなかった。 ・ボイラー点検業務請書 139,230円
原 因
担当者による事務の遺漏と考えます。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ <b>措置方針</b> ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱第9条(2)、その他関係規則に基づき適切な事務処理をいたします。

## 教 育 総 務 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ①30万円超の物品供給契約について、契約書でなく請書が作成されている。 ・物品供給請書(壁掛け型冷暖房エアコン(大正小)) 499,000円 他1件
原 因
担当係内での誤認によるものと考えられます。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ <b>措置方針</b> ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
30万円超の物品供給契約については契約書を作成するよう適切な事務処理に努めます。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ②長期継続契約にかかる契約であることを明記した支出負担行為伺書により起案が行われ契約締結された契約書に、「御所市長期継続契約に関する事務取扱要綱」第7条に基づく条件付解除条項の規定が明記されていない。 ・業務委託等契約書(小学校用務員業務) 37,824,864円 他1件
原 因
担当係内での誤認によるものと考えられます。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ <b>措置方針</b> ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
長期継続契約による契約書については、御所市長期継続契約に関する事務取扱要綱第7条に基づき、条件付解除条項の規定を明記するよう適正な事務処理をいたします。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ③契約書及び請書について、砂消しゴムによる文字修正が行われている。 ・ 修理請負契約書（御所中学校高圧受電設備気中開閉器取替修理） 451,500円 他1件 ・ 物品供給請書（音楽用机） 220,500円
原 因
事務手続きに関する錯誤によるものと考えられる。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ <b>措置方針</b> ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
契約書及び請書については、文書取扱規程等に基づき適正に処理するよう努めます。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 消防用設備関係 ①消防法第17条の3の3の規定により提出された学校施設の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書の提出に基づき消防署より通知を受けた消防用設備等(特殊消防用設備等)維持通知書に記載された不備事項については、速やかに改善されたい。 ・ 消防用設備等(特殊消防用設備等)維持通知書(市内小・中学校) 全10件
原 因
建築物と同様に消防用設備についても著しい老朽化等により、消防点検の度に不備となる箇所が増加しているのが現状であり、そのすべての改善対応が困難な状況であります。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ <b>措置方針</b> ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
今後は、消防用設備等の不備事項については、速やかに改善できるよう努めてまいります。